

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京・第一次訴訟(東京地裁)第10回期日(20220530)提出の書面です。

平成31年(ワ)第3465号 国家賠償請求事件

原告 大江千束 ほか8名

被告 国

## 証拠説明書 17 (甲A号証)

2022(令和4)年5月30日

東京地方裁判所民事第16部乙合議B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 上杉 崇子

同 寺原 真希子

ほか

号証 (甲)	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲A 540	高橋和之「立憲主義と日本国憲法第5版」抄本 (87~89頁、 184頁~187 頁、230頁~2 31頁)	202 0年4 月	高橋和 之	・憲法の規定する人権のうち「内容形成型人権」の具体的内容には、憲法上想定された核心部分と法律による具体化に委ねられた部分があり、核心部分については裁判所が解釈により確定し、その部分が制限されている場合は内容確定型人権と同様にその制限が正当化されるか否かが審査されるべきこと(87頁から88頁) ・憲法24条2項の「個人の尊厳と両性の本質的

					<p>平等」が否定する「核心」部分を放置する国家の 不作為はそれだけで違憲というべきであること (185 頁 7 行目以下)</p> <p>・最大決昭和 44 年 11 月 26 日 (博多駅事件決定) における、「(取材の自由は) 憲法 21 条の精神に 照らし、十分尊重に値する」との判示は、取材の 自由が「一応憲法上の人権である表現の自由の射 程内にある」との趣旨に理解することができるこ と (230 頁)</p>
甲 A 5 4 1	高橋和之「夫婦別 姓訴訟 同氏強制 合憲判決にみられ る最高裁の思考様 式」世界 2016 年 3 月号 138 頁	写	2 0 1 6 年 3 月	同上	<p>・婚姻は社会で自生的に成立する人間の営みで あり、婚姻の自由は前国家的な人権の問題と解す べきであること (1 4 7 頁)。</p> <p>・「個人の尊厳と両性の本質的平等」は、憲法の 根本原理である「個人の尊厳」を家族において実 現する規定であり、集団優先の原理を体现する家 制度を禁止しその残滓を排除することは日本国 憲法の最も根源的な要請であること (1 4 2 頁上 段)。</p> <p>・「個人の尊厳と両性の本質的平等」の意味内容 は憲法解釈により明確化され、その該当性を判断 することで法令の憲法 2 4 条 2 項適合性が判断 されうること。自己に責任のない婚外子という地 位を理由に相続分の差別を行うことは個人の尊 厳に反する、とした最高裁大法廷判決もこの手法 をとったものであること (1 4 2 頁下段以下)。</p>

甲A 542 の1	統計調査に用いる 産業分類並びに疾 病、傷害及び死因 分類を定める政令 (昭和26年4月 30日政令第127 号)	写	195 1年	日本政 府(内 閣)	(日本政府が1995年1月1日から疾病、傷害 及び死因分類としてICD-10〔甲A30〕の内容を 採用した際の根拠となった政令)  ・統計法上の指定統計調査等を行う国の機関は、 疾病、傷害及び死因を表示する場合は、総務庁長 官の告示する分類の基準及び分類表によるべき こと(第三条)。
甲A 542 の2	官報(号外第19 5号)抄本	写	199 4年1 0月1 2日	大蔵省 印刷局	(甲542条の1の政令第3条に基づき、疾病、 傷害及び死因に関する分類及び分類表の内容を 定める総務庁長官の告示)  ・「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害 及び死因分類を定める政令の規定に基づき、疾 病、傷害及び死因に関する分類の名称及び分類表 を定める等の件」(平成6年総務庁告示第75号) の内容。  ・告示記載の分類表の内容はICD-10〔甲A30〕 に基づいているところ、この分類表を平成7年1 月1日から施行すること。  ・告示記載の分類表では、同性愛自体は疾病とし て存在せず、「F66.1 自我異和的性の方向づけ」 のみが記載されていること(19頁)。
甲A 542 の3	日本精神神経学会 理事長の米国精神 医学会あて回答書 面(訳文付き)	写	199 5年1 月23 日	日本精 神神経 学会理 事長 浅	(日本精神神経学会理事長(当時)の浅井昌弘氏 が、米国精神医学会からの質問に対し、学会理事 長として回答したレターヘッド入り書面)  ※英文文面上の日付は「January 23, 1994」と記

				井昌弘	<p>されているが本文第二段末尾 this year 1995 から正しくは1995年である)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本政府が1995年1月1日からICD-10を疾病、傷害及び死因のための公式の基準として採用した事実。</li> <li>・日本精神神経学会がこの時点でICD-10を日本における公式の疾病分類とみなしている事実。</li> </ul>
甲A 543	「憲法上の権利総論：権利主体論の展開と個人の多様性—生殖関係なき異性カップルと同性カップルとの婚姻における不平等を素材に」憲法研究第10号(信山社)	写	2022年5月	木村草太	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婚姻合意の相手が同性の場合には婚姻できない以上は婚姻合意同意相手の性別による区別があることは否定できないこと(47頁)。</li> <li>・同性カップルにかかる法的効果を与えない理論的根拠が存在しないこと(50頁)。</li> <li>・婚姻制度の目的は親密関係保護にあり、自然生殖関係保護はそこから派生する機能・役割の一つと位置付けられること等(49頁)。</li> <li>・大村教授による「抽象的・定型的な目的」との概念を同性カップルを婚姻制度から排除する根拠として流用することは許されないこと等(41頁)。</li> <li>・法が、自然生殖の意思・能力のない異性カップルは婚姻できないという建付けを選択しなかったのは、婚姻制度が親密性に基づく共同生活を保護することを主な目的とし、また、婚姻が認められるか否かが家族として特別な関係にある人々</li> </ul>

					の範囲を画定する事実上の基準となっているからであること等（42、44及び45頁）。
甲A 544	第15回出生動向 基本調査 抄本 （「独身者調査の 結果概要」の抜粋）	写	2015年	国立社 会保障・ 人口問 題研究 所	（本書証は、国立社会保障・人口問題研究所が日本の夫婦、独身者の結婚、交際などについて調査している結果をまとめた調査報告書である） 日本では18歳～34歳の未婚者のうち9割弱がいずれは結婚しようと考えていること（13頁）。
甲A 545	長谷部恭男「国籍 法違憲判決の思考 様式」『憲法の境 界』（羽鳥書 店, 2009）	写	2009年7 月17日	長谷部 恭男	・自らの意思や努力によっては変えることのできない特性に基いて不利益を課すことは、社会的偏見を再生産する機能を果たしかねないこと（63頁）。 ・最高裁判所も、そうした区別の合理性については、特に慎重に立法目的の正当性及び立法目的と立法手段との関連性を検討する必要があると考えていると解されること（63頁）。
甲A 546	宮澤俊義＝芦部信 喜「全訂 日本国 憲法」（日本評論 社、1978）抄本	写	1978年9 月4日	宮澤俊 義・芦部 信喜	・憲法24条は、民主主義の基本原則である個人の尊厳と両性の本質的平等の原則を、婚姻そのほか家庭生活について定めたものであること（261頁）。 ・24条2項が「配偶者の選択」を最初に例示し、それが「個人の尊厳と両性の本質的平等」に立脚するとは、自己の意に反する配偶者との婚姻を強制されず、配偶者を選択するにあたって他の何人の意志にも拘束されないことを意味すること（2

				63頁)。 ・その他の事項が「個人の尊厳と両性の本質的平等」に立脚することの具体的意味内容(263頁以下)。
--	--	--	--	---